

障害者支援施設等災害時情報共有システムについて

1 概要について

(1) 概要について

障害者支援施設等災害時情報共有システム（以下、「災害時情報共有システム」）は、災害発生時に障害福祉サービス等事業所の被災状況を、事業所と国・自治体の間で情報共有するためのシステムです。

被災状況などを国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した事業所への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として整備されました。

(2) 操作方法について

以下の URL をご参照ください。

○障害者支援施設等災害時情報共有システム 関係連絡板

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/jigyoy/>

○障害者支援施設等災害時情報共有システム操作説明書（施設向け）

https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/saigai/manual/shofukushi_saigaisys_manual_s14.pdf

※緊急連絡先が変更となった場合は、以下の URL にログインの上、施設情報を更新してください。（詳しい変更方法につきましては、操作説明書をご確認ください。）

<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>

なお、施設情報の更新申請は施設連絡先メールアドレス（※障害福祉サービス等情報公表システムのシステムからの連絡用メールアドレスが連携されます）からのみ可能です。

2 災害時の対応について

(1) 国による災害情報の登録

厚生労働省は、災害発生時または台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、「災害時情報共有システム」に災害状況を登録します。例）令和○年台風○号、令和○年○○豪雨

(2) 千葉市から事業所への連絡

千葉市障害者福祉サービス課は、厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、災害時情報共有システムを通して、被災状況報告依頼のメールを送信します。

(3) 事業所による被災状況の報告

メールに記載されている URL から「災害時情報共有システム」にアクセスし、被災状況を登録してください。